

# 福岡県

Fukuoka Prefecture  
Transportation  
Information  
No.1799

# 輸送 情報

## 2019.10/25

福岡県輸送情報 No.1799  
(毎月2回 第2・第4金曜日 発行)  
購読料:1ヶ月200円



公益社団法人 福岡県トラック協会



福岡ソフトリサーチパーク(福岡市早良区)

## No.1799 今号のTOP NEWS!

- TOP NEWS 1** 令和元年度 第4回理事会 開催状況
- TOP NEWS 2** 福ト協政策研究会 国政報告会ー井上貴博衆議院議員
- TOP NEWS 3** 横断歩道マナーアップキャンペーンの推進
- TOP NEWS 4** 60分でわかるトラック重大事故対策セミナー



福岡ソフトリサーチパーク(SRP)は、福岡市の21世紀に向けた新しい都市型産業である情報関連産業の振興を図ることを目的としてつくられ、大手企業のみならず、多くの地場情報関連企業がこのSRPに集まっており、福岡を代表する、関連技術における研究開発の拠点となっております。

## C O N T E N T S

●TopNews1 令和元年度 第4回理事会 開催状況	1
●TopNews2 福ト協政策研究会 国政報告会ー井上貴博衆議院議員	2
●TopNews3 横断歩道マナーアップキャンペーンの推進	2
●TopNews4 60分でわかるトラック重大事故対策セミナー	3
●委員会レポート(福岡県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議) (緊急物資輸送拠点整備検討特別)	4
●令和元年度第2回運行管理者試験の受験申請書販売等について	5
●九州運輸局の無事故表彰(令和元年度 第2回)について	6~7
●グリーン経営推進講習会(宮崎)の開催について	7
●荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナーのご案内	8
●動画配信サイトを利用した「特殊車両通行許可制度講習会」の開催について(ご案内)	8
●行政処分の基準が見直されます	9
●11月は労働保険適用促進強化期間です	9
●11月は下請取引適正化推進月間です	10
●中小企業庁委託事業「下請かけこみ寺」について	10
●11月1日から過積載絶滅運動月間	10
●「健康職場づくり」事業者訪問冊子を作成しました	11
●福岡県最低賃金額改定について	11
●福ト協 WEBシステム(帳票類の注文)サービス終了のお知らせ	11
●会員だより「新規会員のご紹介」	12
●訃報	12
●行事日程	12

### 編集・発行／公益社団法人 福岡県トラック協会

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目18番8号

TEL 092(451)7878(代表)

FAX 092(472)6439

ホームページ <https://www.hearty.or.jp/>

e-mail [jouhou1@hearty.or.jp](mailto:jouhou1@hearty.or.jp)

TOP



NEWS-1

令和元年度 第4回理事会 開催状況

福岡県トラック協会（眞鍋博俊会長）は、9月27日（金）、オリエンタルホテル福岡 博多ステーションにて、令和元年度第4回理事会を開催しました。会議には、理事35名、監事3名が出席し、令和元年度経営改善事業関連セミナー開催計画等について協議が行われました。



#### ■今年度の経営改善事業関連セミナー、概要決定

令和元年度の経営改善事業関連セミナーとして、全ト協と共催で行う「原価計算活用セミナー（令和元年12月11日開催予定）」と、当協会主催の「経営改善研修会（令和2年1月30日開催予定）」を実施することが承認されました。経営改善研修会の講師は、テレビ、ラジオ等にも多数出演、コメントしている物流ジャーナリストの森田富士夫氏を迎える予定です。

#### ■事業者大会に当協会から38名

収支予算執行状況・会費納入状況（7・8月）、会員入退会状況（7・8月）の報告に続き、第24回全国トラック運送事業者大会（令和元年10月2日：幕張メッセ国際会議場）の出席者リストが確認されました。当協会から事務局を含め総勢38名が参加する予定です。

また、令和元年度全ト協「優秀運転者顕章」候補者の一覧が示されました。21社、合計103名が候補者として推薦されています。

#### ■TRUCK PRIDEサマーフェスティバル2019 開催結果

7月28日に開催した「TRUCK PRIDEサマーフェスティバル2019」の実施結果、会場の様子を撮影した画像、アンケート調査結果が示されました。中嶋広報委員長より、参加者は5,500人を数え昨年度を大きく上回り、イベントは大変盛況であったこと、青年協議会から良いアイデアが提案されたことなどが報告されました。アンケート結果から、参加者は「家族連れ」が多く、来場のきっかけで最も多いのは「通りすがり」、続いて「出演者のSNS」が多いこと、特に、「TRUCK PRIDE」キャンペーンを知っていた人のうち3割が「出演者のSNS」によって知ったことなどが分かりました。

#### ■横断歩道マナーアップと飲酒運転根絶の推進

全ト協より、最近の交通事故実態をふまえ、横断歩道における歩行者優先等の徹底、飲酒運転根絶に向けた取り組みの要請があり、当協会では全会員事業所に向けて通知したことが報告されました。事業用トラックの飲酒運転事故事例等も示され、中嶋交通対策委員長より取り組みの周知徹底が呼びかけられました。

また、令和元年度のシルバー・セーフティ・ドライビングスクール実施要領が確認されました。11月中旬に県内各地区で4回実施する予定です。なお、高齢者の事故多発をふまえ、今年度より実技指導に新たにASV体験講習が導入されています。

このほか、自動車安全運転センターにおける、運転記録証明交付にかかる手数料の改定（令和元年10月1日）に伴い、当協会の運転記録証明交付助成要綱を一部改正する（手数料助成額630円→670円）ことが報告されました。

#### ■九州北部豪雨被災地へ緊急物資輸送

9月に発生した九州北部豪雨に伴う緊急物資輸送について、佐賀県から九州知事会を経て要請を受け、油流出被害を受けた佐賀県大町町に、オイル吸着マット5,300枚（段ボール55箱）を輸送したとの報告がありました。

このほか、全ト協より通知された「消費税率引き上げに伴う貨物自動車運送事業の運賃及び料金の取り扱い」、ラグビーワールドカップ開催に伴う交通規制への対応、令和元年度各種助成事業申請受付状況（令和元年9月20日現在）について説明がありました。

TOP



NEWS-2

 福ト協政策研究会  
 国政報告会－井上貴博衆議院議員

9月27日(金)理事会終了後、自由民主党衆議院議員、井上貴博氏による国政報告会が行われました。

井上氏は、今年6月に行われたG20大阪サミット、及び福岡財務大臣・中央銀行総裁会議をふまえ、国内および海外の経済情勢について話をしました。

大阪サミットでは、多国間が協力して世界経済を動かさねばならないという姿勢が打ち出されたが、今、世界経済にとって、日本の安倍総理、麻生副総理は不可欠な存在であり、アメリカと中国の関係が注視される中、ヨーロッパ各国から期待が寄せられている旨を語りました。また、G20の際の福岡市民の協力が高く評価されたと述べました。

続いて、日本経済にとってデフレ脱却が大きな命題であるが、現在日本の不動産価格は上がっており、特に福岡は観光地としての価値が高く、土地の価格が上昇していると説明。今後福岡はさらにランクアップしていきたくないと述べました。さらに、福岡市では建築物の高さ制限が緩和されたことで、大きな経済効果につながる可能性を説き、単にビルがたくさん並ぶのではなく、世界から評価されるような、コーディネートされた都市づくりを期待したいと強調しました。今後福岡市は、本社機能を持つ企業が多数誘致され、より高いレベルのサービス機能を持つ都市として、また首都圏で災害などが起きた際に、補充できるような首都機能を持つ都市として生まれ変わるのだと力強く語りました。



TOP



NEWS-3

横断歩道マナーアップキャンペーンの推進

交通事故をなくす福岡県民運動本部の主催で「横断歩道マナーアップキャンペーン 2019」が、9月28日(土)11時から福岡市中央区天神のエルガーラパサージュ広場で開催されました。

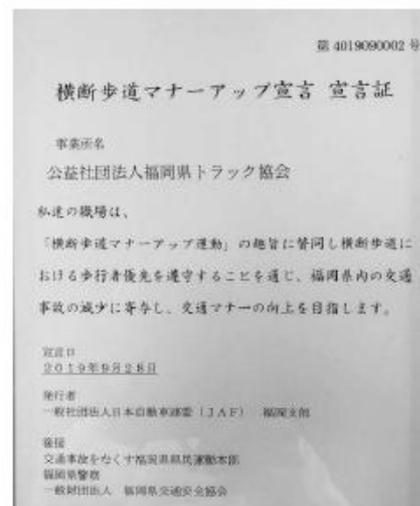
このキャンペーンは、自動車対歩行者の死亡事故の約7割が道路横断中に発生していることから、歩行者の道路横断中の交通事故をなくすことを目的に平成29年度から毎年開催されているもので、3回目の今回、福岡県トラック協会は初めて「横断歩道マナーアップ宣言企業」として参加しました。

当日は、福岡県トラック協会を代表して交通対策委員長の中嶋副会長が出席し、JAF(日本自動車連盟)から宣言証を手渡されました。

中嶋副会長は、宣言証を手渡された後、「県ト協では6年前から独自に『信号を守ろう』運動を実施し、信号のある交差点では歩行者も車も信号をきちんと守るよう啓発を行っていますが、信号のない横断歩道でも車は歩行者を見かけたらきちんと止まるように歩行者優先を啓発するこの運動と併せて、交通事故が1件でもなくなるように全力で取り組んでいきますので、県民の皆様もご協力をよろしくお願いします」と呼びかけました。



宣言企業の宣言証を受け取る中嶋副会長



横断歩道マナーアップ宣言証

TOP



NEWS-4

60分でわかるトラック重大事故対策セミナー

福岡県トラック協会（眞鍋博俊会長）と全日本トラック協会は10月7日（月）、福岡地区は東京海上日動火災保険㈱福岡ビルにて、10月11日（金）、北九州地区は北九州緊急物資輸送センターで「60分でわかるトラック重大事故対策セミナー」を開催しました。東京海上日動リスクコンサルティング㈱の八田恒治主席研究員が講師を務め、第1部は講義、第2部は受講者によるグループディスカッションを行いました。会員事業者から福岡地区は55名、北九州地区は42名が参加しました。



八田氏はまず、全ト協の資料「各種交通事故防止対策の進捗状況」の内容を説明しました。全ト協による「トラック事業における総合安全プラン2020」では、2020年までに事故死者数200人以下、人身事故12,500件以下、飲酒運転ゼロを目標としていると述べ、推移などのデータを示しました。

平成30年のトラックによる死傷事故は51.5%が「追突」で、高速道路における追突事故の58.6%が駐・停車中の車両への追突であることから、追突事故防止が事故の削減につながる旨を話しました。また、全ト協のウェブサイトにはドラレコに記録された事故やヒヤリハットの映像があるので、従業員教育に活用してほしいと呼びかけました。

続いて、重大事故対策の講義を行いました。はじめに八田氏はトピックとして、ここ数年に起こった事業用トラックによる重大事故を3件取り上げ、事故の概要と原因を解説しました。次に、業務用自動車による事故の現状について、トラックとバス、ハイヤータクシーの業態別死者数（平成29年）を比べると、トラックが260人で圧倒的に多く、走行距離1億kmあたりの死者数もトラックが最も多い0.46人であるとデータを示しました。また、トラック死亡事故の32%は交差点で起こっており、死傷事故の52%が追突事故であると話しました。

そこで、「交差点事故」と「追突事故」について、実際の映像を使いながら詳しく説明が行われました。まず、交差点で発生した死亡事故の特徴として、「直進」は左右からの歩行者、右からの自転車・バイク、「右折」は左右からの歩行者、並進自転車、対向バイク・車両、「左折」は並進の自転車との事故が多いというデータを示しました。また、危険を認知した速度は低速域の10km/h以下が39%で最も多いと説明。交差点事故を撲滅するための安全行動として、①交差点進入前に安全確認する、②適切な軌跡で右折・左折する、③交差点内（特に横断歩道手前）で安全確認する（危険を見つけるために減速する）という3つの重要性を強調しました。

次に、追突事故の特徴について、ドライバー自身の死亡率が追突以外の事故に比べて2.1倍も高いこと、追突事故の8割以上が停止している車両に追突していること、3大原因は「居眠り/居眠りに近い運転」「脇見運転」「だろろ運転」であることを説明。追突事故を撲滅するための安全行動として、①適度な緊張感を持ち自己管理する（高速道路に乗ったら1時間以内に休憩など）、②運転に集中するために整理・整頓をする（座席からペットボトルが落ちないように注意など）、③常に状況変化を予測した運転をする（停止時はサイドブレーキを引くなど）という3つを説きました。

休憩をはさみ、第2部はグループディスカッションを行いました。参加者は自社の取り組みやできるところをシートに記入した上で、7つのグループに分かれて、とても活発に情報や意見を交換しました。5つのグループの代表者が、話し合った内容を発表しました。「帰社点呼時にヒヤリハットの有無をドライバーに聞いて、あれば一緒にドライブレコーダーを確認している」「罰則だけでは士気が下がるので表彰制度をつくる」「数社は注意内容を数値化していた。車間距離を3m、一旦停止の距離を5m、白線までの距離を3mという353運動。停止線までの距離を5mという意識付けをしている会社もあった」など、様々な取り組みや意見が出され、参加者は熱心にメモを取っていました。

なお、当セミナーは安全性優良事業所の加点対象となっており、受講証が発行されます。

# Report

## 委員会レポート

### 福岡県貨物自動車 運送適正化事業 実施機関評議委員会

●9月16日(月)  
[福岡県トラック総合会館]



会議には、藤原隆祐氏(佛藤原運輸 代表取締役社長)、山田英樹氏(全日本運輸産業労働組合福岡県連合会 執行委員長)、安部幹也氏(学)九州電気工業学園希望が丘高等学校 自動車専攻科科長)、遠矢浩司氏(佛西日本新聞トップクリエ代表取締役社長)、木下幸子氏(福岡県地域婦人会連絡協議会 会長)、参考人として、福岡運輸支局から坂本正弘支局長、藤木淳史首席運輸企画専門官が出席しました。

冒頭、眞鍋本部長、坂本支局長が挨拶した後、委員の紹介が行われ、今年度新たに委員に就任した安部氏が一言挨拶を述べました。続いて事務局より、委員会運営要綱の改正案について説明があり、承認されました。これに基づき、委員長、副委員長の選出が行われ、委員長に(一社)福岡中小企業経営者協会の古賀正博常務理事(当日は欠席)、副委員長に藤原氏

が就任しました。

議事に入り、平成30年度の巡回指導状況(会員・非会員別評価の実態及び推移、指導項目ワースト5、労働保険・社会保険加入状況、速報状況、乗務時間等告示違反営業所に対する巡回指導等)、街頭パトロール状況、輸送相談結果、Gマーク申請・認定状況等について、事務局より説明が行われました。

委員からは、A,B評価が大幅に伸びている要因は何か、貨物自動車運送事業法改正が今後指導項目にどのように反映されるのかといった質問や、ドライバーの健康管理の指導を徹底してほしい、高校無償化に伴い高卒ドライバーの獲得が難しくなるといった発言が上がりました。Gマーク制度については、まだ消費者に浸透しておらず、さらなる普及のためのPR活動が望まれる旨、意見交換が行われました。

### 緊急物資輸送拠点 整備検討特別委員会

●9月27日(金)  
[オリエンタルホテル福岡 博多ステーション]



冒頭、眞鍋会長が挨拶し、「筑後地区にセンターができてから10年が経過した。当初4地区にセンターを作りたいという意向があったが、福岡地区については様々な課題を検討する必要があり、白紙の状態から議論していただきたい。」旨を述べました。

正副委員長の選出に関し、事務局よりこれまでの経緯等について説明があり、協議が行われました。その結果、福岡地区に関しては、センター建設の要否及び可否から検討する必要があり、これが決定するまでは福岡支部を中心として検討を進め、建設が決定した場合は、別途建設のための委員会を立ち上げる方向で一致しました。

これにより、委員長に中嶋委員(福ト協副会長・福岡支部長)、副委員長に久富委員(福ト協副会長)並びに小野田委員(筑豊支部長)が選出されました。

議事に入り、事務局より、緊急物資輸送センターに関するこれまでの経緯、現状と課題について説明が行われました。福岡県庁のスタンスとしては、福岡地区のセンター建設は望ましいとしながらも資金の積み立ては認めておらず、まずは福ト協から県庁に対し、福岡地区におけるセンター建設の意思決定と必要性の根拠を示し、それを受けて資金の検討を行うというものです。また、福岡県トラック総合会館、及び筑後、筑豊、北九州地区におけるセンター建設にかかった費用と、現時点での建設資金充当可能額が示され、福岡地区のセンター建設・運営には財源不足である旨の説明がありました。今回の委員会において、まずはこれらの課題を認識したうえで、今後の検討に必要な情報収集し、次回以降の会議で協議していく方向性が確認されました。



## 令和元年度第2回運行管理者試験の 受験申請書販売等について

令和元年度第2回運行管理者試験の書面申請書(願書)を下記のとおり販売します。

### 1. 試験日: 令和2年3月1日(日)

### 2. 書面(願書)申請書販売等

書面申請書販売 及び提出期間	令和元年11月8日(金)～令和元年12月4日(水) ※土日・祝日を除く
書面申請書料金	1人分、1式 <u>1,050円(税込)</u> (前回から金額が変更になっています)
書面申請書販売場所	(公社)福岡県トラック協会 福岡市博多区博多駅東1-18-8 2F ☎092-451-7845
	(公社)福岡県トラック協会千早分室 福岡市東区千早3-9-23福岡交通会館1F ☎092-671-0338
【ご注意】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の受験申請には使用できません。</li> <li>・郵送販売は行っておりません。</li> </ul>

※インターネット申請、おまかせ申請、再受験申請による受験申請・受験資格等の詳細は下記センターホームページをご覧ください。

※今回の申請から申請手数料等が変更になっていますのでご注意ください。

※各受験申請に係る費用とは別に、受験手数料として6,000円(非課税)がかかります。なお、採点結果通知書を希望される方は、採点結果通知手数料220円が別途必要です。

※福岡県の試験会場(貨物)は「西日本総合展示場新館(北九州市小倉北区)」です。

●受験申請手続き等の詳細は、運行管理者試験センターへお問合せ下さい。

公益財団法人 運行管理者試験センター 事務センター

自動音声サービス TEL:04-7170-7077

(平日9時～17時はオペレータ対応有)

FAX:04-7170-8555

ホームページ <http://www.unkan.or.jp/>

携帯電話版 <http://www.unkan.or.jp/mobil/>



## 九州運輸局の無事故表彰(令和元年度 第2回)について

九州運輸局は、九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程に基づき、令和元年度「第2回表彰」を下記要領により行います。

### 【表彰要領】

#### 1. 被表彰者の範囲

九州運輸局の管轄に属する自動車運送事業者

#### 2. 表彰規程第4条第1項の表彰(一般表彰)

##### (1) 表彰基準

次の表彰所定期間中にその責任に属する自動車事故がなく、かつ運輸業務の成績が優良である者  
(注)自動車事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第104号)第2条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。

##### ◎表彰所定期間(無事故表彰期間)

事業用自動車(被けん引自動車を除く)数の区分に応じ次に定める期間とする。

事業用自動車数	期間
7両以下	5年
8両 ~ 10両	4年
11両 ~ 20両	3年
21両 ~ 40両	2年
41両 ~ 80両	1年6月
81両 ~ 160両	1年
161両 ~ 300両	9月
301両 ~ 600両	6月
601両 ~ 2,000両	3月
2,001両以上	2月

(注)一般貨物自動車運送事業(霊柩)にあつては各該当期間の3倍とする。

##### (2) 表彰時期

令和2年2月に予定

(注)一般表彰及び特別表彰の表彰状は所轄運輸支局長又は運輸支局次長が伝達する。

##### (3) 表彰手続き

(1)の基準に適合後6か月以内に「自動車無事故報告書」に、「最近における運輸業務等の実績」、「運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写し並びに運行管理規程、整備管理規程の写し」及び「推薦書\*」を添えて所轄運輸支局長あてに提出する。

\*推薦書は県ト協が作成し、提出します。

#### 3. 表彰規程第4条第2項の表彰(特別表彰)

特別表彰については、一般表彰の連続回数数が4回に達し、かつ、運輸業務の成績が特に優秀と認められる該当者を表彰する。

### 【提出書類について】

#### 1. 提出期限

令和元年11月8日(金)

#### 2. 提出先

(公社)福岡県トラック協会 業務一課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8

TEL:092-451-7845 / FAX:092-451-7964

※(必ず表彰規程を熟読の上、郵送もしくは持参で提出して下さい。)

### 3. 提出書類内訳

※無事故表彰の申請様式等は県ト協のホームページ(<https://www.hearty.or.jp/>)からダウンロードしてご利用下さい。

書 類 名	提出部数	備 考
① 自動車無事故報告書(様式1)	正本2部・写し1部	<p>※①～②については、修正液等で訂正は出来ませんのでご注意ください。</p> <p>※①には捺印を押印して下さい。</p> <p>※③～⑨については、九州地域内に複数の事業所がある場合、各事業所のものが必要です。</p> <p>※③～⑦については、表彰期間中に選任し、途中で解任した者の分も含む。</p> <p>※⑧～⑨については、法令改正等に合わせて更新した最新のものが必要です。</p>
② 最近における運輸業務等の実績(様式2)	正本1部・写し2部	
③ 運行管理者選任届(控)	写し3部	
④ 運行管理者指導講習手帳		
⑤ 整備管理者選任届(控)		
⑥ 整備管理者選任前研修 修了証		
⑦ 整備管理者定期研修 修了証		
⑧ 運行管理規程		
⑨ 整備管理規程		
⑩ 様式2の4「最近実施した事故防止対策」についての資料		

#### 【お問い合わせ先】

(公社)福岡県トラック協会 業務一課 若山  
TEL:092-451-7845 / FAX:092-451-7964

お知らせ

## グリーン経営推進講習会(宮崎)の開催について ～九州運輸局からのお知らせ～

この度、九州運輸局では、グリーン経営推進講習会を開催いたします。

参加ご希望の方は、巻末の「グリーン経営推進講習会申込書」に必要事項をご記入の上、10月30日(水)必着で九州運輸局へお申し込み下さい。

- 日 時 令和元年11月7日(木)13:30～16:30
- 場 所 宮崎県トラック協会 総合研修会館2階研修室  
宮崎市恒久1-7-21
- 講 師 (公財)交通エコロジー・モビリティ財団
- 定 員 20名(先着順)

\* 詳細については九州運輸局のホームページをご覧ください。

[http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/00001\\_00096.html](http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/00001_00096.html)

\* お問い合わせ先

九州運輸局 交通政策部 環境・物流課(担当:中山、淵上)  
TEL:092-472-3154 FAX:092-472-2316



## 荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナーのご案内 ～厚生労働省からのお知らせ～

厚生労働省は、「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー」を、令和元年10月から令和2年3月までにかけて、全国47都道府県で全50回開催します。

このセミナーは、貨物を運送するトラック運転者の労働時間短縮の進め方のノウハウを広く荷主企業やトラック運送事業者の皆さまに向けてお知らせするものです。

### 1. セミナー会場

- |          |       |   |
|----------|-------|---|
| (1)福岡会場  | ○開催日時 | 令和元年11月14日(木) 13時00分～16時00分                             |
|          | ○開催場所 | 福岡県トラック総合会館「402会議室」(福岡市博多区博多駅東1丁目18-8)<br>※JR博多駅下車 徒歩5分 |
| (2)北九州会場 | ○開催日時 | 令和2年1月28日(火) 13時00分～16時00分                              |
|          | ○開催場所 | ウェルとばた「多目的ホール」(北九州市戸畑区汐井町1番6号)<br>※JR戸畑駅下車 徒歩2分         |

### 2. セミナープログラム

- (1)荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働改善に向けたガイドラインの説明
- (2)「ホワイト物流」推進運動について
- (3)改正労働基準法のポイントについて

■申込方法等詳細については厚生労働省のホームページ又は巻末のチラシをご覧ください。

厚生労働省HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_06786.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06786.html)

■お問合せ先、申込先

厚生労働省委託事業者 株式会社 富士通総研(担当:沖原・亀通井(かめのい)・小田・田村)

電話:03-5401-8394 / メール:fri-truck-seminar@dl.jp.fujitsu.com



## 動画配信サイトを利用した「特殊車両通行許可制度講習会」の開催について(ご案内)

12月9日(月)に全日本トラック協会(東京都新宿区)で開催する標記講習会について、当日参加することが出来ない方や講習内容を再度確認したい方などを対象として、動画配信サイト(YouTube)を利用し講習の様子を限定公開しますので、ご案内申し上げます。

- 1.講習内容 (1)大型車両に関わる最近の法令・通達改正状況について  
(2)今後の改正について 等
- 2.講習対象 特殊車両通行許可制度について基礎知識のある方
- 3.講師 (公社)全日本トラック協会 輸送事業部 担当者
- 4.配信方法 配信希望者へ「視聴用専用URL」と「講習会に関するアンケート・質問票」をメールまたはFAXにて配信させていただきます。アンケート・質問票については配信期間内に下記返信先までご返信いただきますようお願いいたします。(質問の回答は後日、全ト協ホームページへ掲載予定です。)
- 5.配信期間 令和元年12月10日(火)10:00～令和元年12月24日(火)17:00まで
- 6.注意事項
  - ・全日本トラック協会または各都道府県トラック協会の会員事業者様限定での公開となります。
  - ・動画の視聴については自社内のみとしていただき、他事業者への拡散行為等は禁止とさせていただきます。
  - ・インターネットへの接続環境が必要となります。また、インターネットに接続する通信費用がかかります。
  - ・講習で使用する資料については、ご自身で全ト協ホームページよりダウンロードしていただく必要があります。(掲載場所URL:<http://www.jta.or.jp/yuso/oogata/index.html>)
- 7.申込方法 本紙巻末の「FAX返信票」にご記入のうえ、令和元年11月18日(月)までに下記あてにお申し込み下さい。

<お問い合わせ先>

(公社)福岡県トラック協会 業務二課(担当:渡邊、帆足)

TEL:092-451-7845 / FAX:092-451-7841

Eメール:hoashi@heartly.or.jp

お知らせ

## 行政処分の基準が見直されます ～事業者の遵守義務の明確化～

11月1日より、下記のとおり行政処分の基準が見直されますのでお知らせします。

### (1) 処分基準の見直しは次の通りです。

- ・各営業所に配置する事業用自動車の数に関する事業計画変更認可違反:10 日車  
※(現行)当該数に関する事業計画変更届出違反:警告
- ・自動車車庫の位置違反:10 日車  
※(現行)事業計画変更認可違反、かつ、車庫の位置違反:20 日車
- ・車庫の規模の確保違反:10 日車  
※(現行)事業計画変更認可違反、かつ、車庫の規模の確保違反:20 日車
- ・社会保険等の未納付:20 日車(新設)
- ・損害賠償の支払能力確保義務違反:20 日車(新設)

### (2) 悪質な法令違反に関する早期改善の徹底

次の違反があった場合は、事業停止や車両停止処分に加えて輸送の安全確保の命令が発出されます。

- ・運行管理者の未選任
- ・整備管理者の未選任
- ・全運転者に対して点呼未実施
- ・監査拒否、虚偽の陳述
- ・名義貸し、事業の貸渡し
- ・全ての車両の定期点検整備未実施
- ・乗務時間等告示、健康診断受診義務のいずれも違反
- ※輸送の安全確保命令とは、貨物自動車運送事業法第23条の規定に基づく命令で、発出されたのち、一定期間後に実施される監査でも違反が見られた場合許可取消となります。

### (3) 運行管理者資格者証返納命令の厳格化

運行管理者の名義貸し禁止を明示化。返納命令が適用されます。

※本誌巻末に最近施行された行政処分の見直しと、行政処分についての簡単な説明を掲載しましたので、併せてご覧下さい。

お知らせ

## 11月は労働保険適用促進強化期間です ～福岡労働局からのお知らせ～

労働者(パート・アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、政府が管掌する労働保険(労災保険・雇用保険)に加入することが法律で義務付けられています。

労災保険は、労働者が業務上または通勤途上に被災した場合に事業主に代わって補償を行います。

雇用保険は、労働者が失業した場合に失業給付を行うほか、在職者を対象とした雇用継続給付や教育訓練給付、また、失業の予防や雇用機会の増大を図る事業主に対して、一定の要件により各種助成金の支給を行います。

また、加入手続きがお済でない事業主の方は、労働者の方が安心して働ける職場作りと安定した事業経営を図るため、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きを行って下さい。

### ■お問い合わせ先

福岡労働局 総務部 労働保険徴収課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5階

TEL 092(434)9835

福岡労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

**お知らせ****11月は下請取引適正化推進月間です  
～公正取引委員会、中小企業庁からのお知らせ～**

公正取引委員会及び中小企業庁は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請代金支払遅延等防止法(通称下請法)及び下請中小企業振興法(通称下請振興法)の普及啓発を図っています。

全国各地において下請取引適正化推進講習会を開催するほか、下請取引に関する相談等にも応じています。

詳細は公正取引委員会又は経済産業省のホームページをご参照下さい。

○公正取引委員会 掲載URL

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/sep/190925.html>

○経済産業省 掲載URL

<https://www.meti.go.jp/press/2019/09/20190925003/20190925003.html>

**お知らせ****中小企業庁委託事業「下請かけこみ寺」について  
～全国中小企業振興機関協会からのお知らせ～**

公益財団法人全国中小企業振興機関協会では、経済産業省中小企業庁の委託を受け、下請取引の適正化の推進を図ることを目的とした「下請かけこみ寺」事業を行っております。

本事業は、各都道府県の下請企業振興協会等の協力のもと全国48箇所に相談窓口を設置しており、中小企業者が相談員や弁護士に取引に関する悩みを無料で相談できるほか、調停(裁判外紛争解決手続(ADR))も無料で行うことができる事業です。

詳細は全国中小企業振興機関協会のホームページをご覧ください。

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

**お知らせ****11月1日から過積載絶滅運動月間  
～運動の趣旨を踏まえ、事業所での徹底した防止対策を！～**

福岡県貨物自動車過積載防止対策連絡会議が主唱する「過積載絶滅運動」が11月1日から1か月間実施されます。

期間中、過積載防止対策連絡会議メンバーの福岡運輸支局、福岡県警察本部、国土交通省国道事務所等が中心となって合同取締りが行われます。

また本運動の周知徹底と協力を促すため、県ト協では会員事業所及び荷主団体に協力要請文書やポスター・チラシを配布します。

年末の繁忙期を前に、改めて安全輸送への意識を高めていただくとともに、交通事故防止並びに過積載防止対策の徹底について、ご協力をお願いいたします。

**お知らせ****『「健康職場づくり」事業者訪問』冊子を作成しました  
～全ト協からののお知らせ～**

この度、トラック運送業界に健康管理の取り組みが浸透していくことを目的として、積極的に従業員の健康管理に取り組んでいる運送事業者の優良事例を紹介した、全ト協機関紙「広報とらつく」の連載企画「健康職場づくり－事業者訪問－」を一冊にまとめ、全ト協ホームページに掲載いたしましたので、お知らせいたします。

[http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/kenko\\_kanri/kenkou\\_keiei.html](http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/kenko_kanri/kenkou_keiei.html)

**お知らせ****福岡県最低賃金額改定について  
～福岡労働局からののお知らせ～**

福岡県最低賃金が次のとおり改定されます。

令和元年10月1日から、1時間**841円**(27円アップ)

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

■最低賃金引上げには「業務改善助成金」をご活用下さい。

■詳細については、以下の福岡労働局のホームページ及び巻末のチラシをご覧ください。

[https://site.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/jirei\\_toukei/chingin\\_kanairoudou/oshirase\\_00003.html](https://site.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/oshirase_00003.html)

■お問い合わせ先 福岡労働局 労働基準部 監督課 賃金室

TEL:092-411-4578

**お知らせ****福ト協 WEBシステム(帳票類の注文)サービス終了のお知らせ**

福岡県トラック協会では、ホームページ(<https://www.hearty.or.jp/>)を通じて、会員限定サービス「WEBシステム」を提供して参りましたが、諸般の事情により安定的にサービスを提供する事が難しくなり、ご利用状況を鑑みた結果、サービスを終了させていただくこととなりました。

ご利用のお客様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○サービス終了日 令和元年12月28日(土)

○終了するWEBシステムのサービス ・利用者登録  
・物品(販売帳票類)注文

※FAXによる物品(販売帳票類)のご注文は引き続き承ります。

ご注文の際は本誌巻末の「令和元年度(公社)福岡県トラック協会 トラック帳票類注文表」に必要事項をご記入の上、FAX(092-472-6439)にてお送り下さい。

■お問合せ先

(公社)福岡県トラック協会 総務課(担当 椛島・吉田) TEL 092-451-7841

## 会員だより 新規会員のご紹介

(株)樋口物流サービス 九州特需輸送部  
(福岡支部南福岡分会)

代表者 樋口 修一郎

大野城市御笠川3丁目16-14

TEL092-580-8166

[事業の種類]一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業

[車両数]普通7両

## 訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします

増田運送(有) [北九州支部戸畑分会]  
代表取締役 増田 康雄 様  
【(公社)福岡県トラック協会 前副会長】  
令和元年10月5日(土)にご逝去されました。  
告別式は10月8日(火) 明善社 大手町斎場  
(北九州市小倉北区)にて執り行われました。

喪主は増田 和子 様(ご令室)

(公社)福岡県トラック協会  
業務一課 課長 武内 千恵 様

令和元年10月4日(金)にご逝去されました。  
告別式は10月7日(月) 香椎典礼会館  
(福岡市東区)にて執り行われました。

喪主は武内 公彦 様(ご尊父)

## Schedule 行事日程

(11月) 支部行事日程(10月25日～11月7日まで)  
6日(水) 福岡支部 労務管理セミナー [13:30] (402会議室)

(10月) 県ト協行事日程(10月25日～11月7日まで)  
25日(金) 重量部会荷主懇談会並びに経営者及び実務担当者合同会議 [17:00] (オリエンタルホテル福岡)  
28日(月) 食料品部会 役員会 [13:30] (301会議室)  
29日(火) 社会科物流交流授業 [8:35] (西牟田小学校)  
30日(水) 広報委員会 [13:30] (401会議室)  
30日(水) 九州LPGタンクローリー部会視察研修(～31日) [未定] (宮崎市内)

(11月)  
1日(金) 九州ブロック食料品部会 [15:30] (301会議室)  
6日(水) 九州地区物流政策懇談会 [15:00] (八仙閣)  
6日(水) ダンプ輸送部会荷主懇談会及び各地区実務担当者交流会 [18:00] (八仙閣)

## グリーン経営推進講習会申込書

### (トラック・バス・タクシー事業)

【日 時】 令和元年11月7日(木) 13:30~16:30

【会 場】 宮崎県トラック協会 総合研修会館2階研修室  
宮崎市恒久1-7-21

所 属	会社名	
	住所・連絡先	
	TEL	FAX(注)
受 講 者	ふりがな 氏名	ふりがな 氏名
	役職	役職
	ふりがな 氏名	ふりがな 氏名
	役職	役職
申込者氏名		連絡先(TEL)

※ 参加費・資料代は無料。

※ 令和元年10月30日(水)必着で下記問い合わせ先へ郵送・FAX・電子メールのいずれかでお申し込み下さい。

※ 参加定員は各20名まで(申込み先着順、定員になり次第締切り)

(注) 下記の整理欄に受付印と受付番号を附して返送しますので、参加証として当日持参して下さい。受付は30分前から開始します。

整 理 欄

<p>【問い合わせ先】 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 九州運輸局 交通政策部 環境・物流課 担当：中山・瀧上 TEL 092-472-3154 FAX 092-472-2316 メール：kohtsukanakyoh-k634e@mlit.go.jp</p>
---





九州・沖縄  
ブロック

# 荷主と運送事業者のための トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

トラック運転者の長時間労働が問題になっています。トラック運転者の労働時間短縮は、荷主と運送事業者の双方が、歩み寄り、そして協力しあって取り組む必要があります。

いま、考えてみませんか？  
物流を支えるトラック運転者のこと。

## セミナープログラム (予定)

\*セミナーは全都道府県で開催します。

- PART 1** 荷主と運送事業者の協力による  
**取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの説明**  
株式会社 富士通総研 コンサルタント
- PART 2** 「ホワイト物流」推進運動について  
国土交通省 地方運輸局(運輸支局)
- PART 3** 改正労働基準法のポイントについて  
厚生労働省 都道府県労働局(労働基準監督署)

## お申し込みの流れ

お申し込み期間:各開催日の1週間前まで

**FAXでの申し込み** 》 下記FAX申込書の各項目をご記入のうえ、FAX番号03-5401-8419に送信

**インターネットでの申し込み** 》 厚生労働省「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」の「セミナー申し込み画面」から、申し込みができます。  
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/#seminar>



**お申し込みに関する注意事項** 》 ・社会的勢力に該当すると認められた場合は、お申し込みを受付することができません。・申し込み多数の場合は、ご参加人数の制限を御留意ください。

## FAX 申込書

以下をご記入頂き、切り取らずそのままFAX送信ください

「個人情報の取扱いについて」に同意のうえ、下記の通り申し込みます。 「個人情報の取扱い」は、裏面をご参照ください。 申込日 月 日

参加希望セミナー(裏面を確認のうえ、○印を記載してください)

複数回のセミナーも申し込まれる場合は、会場/開催日ごとに、FAXにてお申込みください

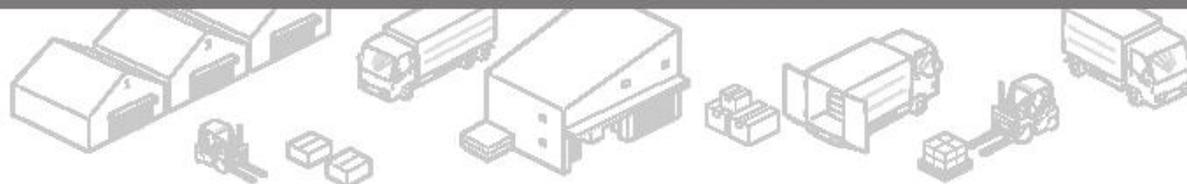
福岡 (2019.11.14)	福岡 (2020.1.28)	佐賀 (2019.10.29)	長崎 (2019.10.28)	熊本 (2019.12.3)	大分 (2020.1.21)	宮崎 (2020.2.6)	鹿児島 (2019.10.31)	沖縄 (2019.11.12)
真社名	業種		運送事業者・荷主・その他					
受領者	代表者氏名	代表者メールアドレス						
	代表者会社 真社合計ご参加人数	人	代表者電話番号					

**FAX 03-5401-8419**

セミナー当日、本用紙をご持参ください

開催

# 荷主と運送事業者のための トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー



**セミナー会場** ●開始5分前までにはお越しください ●公共交通機関のご利用をご検討ください

<p><b>福岡</b> 2019年11月14日(木) 13時00分～16時00分</p> <p>会場名 福岡県トラック協会会館 402会議室 住所 福岡県福岡市博多区博多駅東 1-18-8 アクセス ・JR博多駅下車 徒歩5分</p>	<p><b>福岡</b> 2020年1月28日(火) 13時00分～16時00分</p> <p>会場名 ウェルとばた 多目的ホール 住所 福岡県北九州市戸畑区 沙井町1番6号 アクセス ・JR戸畑駅 徒歩2分</p>	<p><b>佐賀</b> 2019年10月29日(火) 13時00分～16時00分</p> <p>会場名 佐賀県トラック協会 研修会館 大会議室 住所 佐賀県佐賀市高木瀬西三丁目1 番20号 アクセス [車]・JR佐賀駅より10分</p>
<p><b>長崎</b> 2019年10月28日(月) 13時00分～16時00分</p> <p>会場名 長崎県労働福祉会館 第2館 住所 長崎県長崎市桜町9-8 アクセス ・JR長崎駅下車 徒歩15分 ・長崎電気軌道 市民会館停留所 徒歩3分</p>	<p><b>熊本</b> 2019年12月3日(火) 13時00分～16時00分</p> <p>会場名 くまもと県民交流会館 大会議室1 住所 熊本県熊本市中央区手取本町 8番9号 テリアくまもとビル アクセス ・市電 水道町電停 徒歩1分</p>	<p><b>大分</b> 2020年1月21日(火) 13時00分～16時00分</p> <p>会場名 大分県トラック協会 大会議室 住所 大分県大分市向原西1丁目 1-27 アクセス ・JR高城駅か6 徒歩15分</p>
<p><b>宮崎</b> 2020年2月6日(木) 13時00分～16時00分</p> <p>会場名 宮崎市民プラザ 大会議室 住所 宮崎県宮崎市権通西1丁目1 番2号 アクセス [バス]・JR宮崎駅・南宮崎駅か 6バスで10分</p>	<p><b>鹿児島</b> 2019年10月31日(木) 13時00分～16時00分</p> <p>会場名 かごしま県民交流センター 大研修室 第4 住所 鹿児島県鹿児島市山下町14-50 アクセス ・市電 水原口電停下車 徒歩4分 ・JR鹿児島駅下車 徒歩10分</p>	<p><b>沖縄</b> 2019年11月12日(火) 13時00分～16時00分</p> <p>会場名 九州沖縄トラック研修会館 第1研修室 住所 沖縄県那覇市港町2丁目5番23号 アクセス [バス]・那覇バスターミナルより那覇バ ス101番線にて倉庫前(作楽場)下車。</p>

会場の地図は、おもて間に記載のポータルサイトをご覧ください。※12時30分から開場します。

## 個人情報の取扱いについて

ご提供いただきました個人情報は弊社の「個人情報保護ポリシー」に準じ、厳格に管理させていただきます。  
つきましては、以下に掲げる事項をご承認の上、ご同意いただき、ご記入下さいますようお願い申し上げます。

- 本申込書より取得する個人情報は、荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナーの運営管理に利用させて頂くものとし、他の目的には一切使用いたしません。
- 本申込書より取得する個人情報は、第三者へ提供することはありません。
- 本申込書より取得する個人情報を委託することはありません。
- 任意項目にご記入いただけない場合の不利益はありません。
- 送付元FAX番号を記載することがあります。
- ご記入いただいた個人情報に関して、開示のご請求や利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除・利用の停止・提供の停止に該当する場合には、個人情報ご情報窓口までお知らせください。

【個人情報の相談窓口】

株式会社富士通総研 コンサルティング本部 ビジネスサイエンスグループ  
セミナー事務局 沖原 電話: (03)5401-8394 e-mail: frt-truck-seminar@dl.jp.fujitsu.com  
【個人情報管理責任者】  
株式会社富士通総研 コンサルティング本部 ビジネスサイエンスグループ 沖原: (03)5401-8394

## お問合せ窓口

厚生労働省委託事業者  
株式会社 富士通総研

担当名: 沖原・亀田井(かめのい)・小田・田村  
電話: 03-5401-8394  
メール: frt-truck-seminar@dl.jp.fujitsu.com

**F A X 返 信 票**

令和元年 月 日

(公社) 福岡県トラック協会 業務二課 行

FAX 092-451-7964

Mail hoashi@hearty.or.jp

「特殊車両通行許可制度講習会」動画配信希望  
〔令和元年12月9日(月)開催分〕

(希望される場合のみご返信下さい)

貴社名	
事業所名	
ご担当者	御役職： 氏名： Eメール： 電話番号： FAX：

— お手数ですが、11月18日(月)までに、返信をお願いいたします —



最近施行された行政処分について

平成30年7月に過労防止関連違反に係る行政処分量定引き上げ、行政処分により使用を停止される車両数の割合の引き上げ等、行政処分の変更内容が複雑で責任者等へ周知が難しいとの問い合わせが多くありましたので再度お知らせします。

なお、紙面の関係上、大幅に内容を簡略しております。行政処分の日車数等の詳細については国土交通省のHPに (<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html>) 掲載されておりますのでご覧下さい。

①過労防止関連違反に係る行政処分の処分量定引き上げ (平成30年7月1日施行)

改正前 (初違反)	改正後 (初違反) 平成30年7月1日施行
<p>○乗務時間等告示遵守違反</p> <p>未遵守5件以下 警告</p> <p>未遵守6件以上15件以下 15件以下10日車</p> <p>未遵守16件以上 20日車</p> <p>未遵守31件以上3名以上等 30日事業停止</p>	<p>○乗務時間等告示遵守違反</p> <p>1か月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記の(改正前)の件数として計上し、処分日数を算出する。さらに別立てで以下の通り処分日車数を算出し、上記現行の処分日数に合算する。</p> <p>未遵守1件 10日車</p> <p>未遵守2件以上 20日車</p>
<p>○健康状態の把握義務違反</p> <p>把握不適切50%未満 警告</p> <p>把握不適切50%以上 10日車</p>	<p>○疾病、疲労等のおそれのある乗務</p> <p>健康診断未受診者1名 警告</p> <p>健康診断未受診者2名 20日車</p> <p>健康診断未受診者3名以上 40日車</p>
<p>○社会保険・労働保険の未加入</p> <p>一部未加入 10日車</p> <p>全部未加入 20日車</p>	<p>○社会保険・労働保険の未加入</p> <p>未加入1名 警告</p> <p>未加入2名 20日車</p> <p>未加入3名以上 40日車</p>

(参考) 労働時間のルール「改善基準告示」

拘束時間 (始業から就業まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日 原則13時間以内、最大16時間以内 (15時間超えは1週間で2回まで)</li> <li>・1か月 293時間以内</li> </ul>
休憩時間 (勤務と次の勤務までの自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続8時間以上</li> </ul>
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2日平均で、1日あたり9時間以内</li> <li>・2週間平均で、1週間あたり44時間以内</li> </ul>
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4時間以内</li> </ul>

②使用停止車両割合を全車両の最大5割に引き上げ (平成30年7月1日施行)

処分日車数(X)	営業所の配置車両数			
	~10両	11~20両	21~30両	31両~
~10日車	1両	1両	1両	1両
11~30日車	1両	2両	2両	2両
31~60日車	1両	2両	3両	3両
61~80日車	1~2両	3~4両	3~4両	5両
81日車~	Y+ [(X-80) /10] ※配置車両が31両~は「Y」=8とする			

※例えば150日車の処分のときは、配置車両数5両であれば  $5 + [(150-80) / 10] = 12$  ですが、5両の5割は2.5なので  $2 \times 75$  日車となります。また、100両であれば  $8 + [(150-80) / 10] = 15$  であるので15両×10日車となります。



## 運送事業者の行政処分について（概要）

### ①行政処分・監査

運送事業者への行政処分は、運輸支局の監査の結果、一定の基準を超えた法令違反等や、改善命令に従わない営業所に科せられる処分です。

運輸支局の監査は重大事故や、適正化実施機関による巡回指導で低い評価が続いた場合や公安委員会や労働局等からの通報、内部告発等が寄せられた時に実施される場合があります。

### ②行政処分の種類

処分内容は「車両停止処分」「事業停止」「許可取消」の3種類とそれに至らない場合の催告、警告とされています。

種類	処分内容	違反例（初違反の場合）（※1）
催告	警告より軽微な違反に出されます。 再違反の場合は警告となる場合があります	譲渡譲受、合併終了未届け 事業者の氏名、住所等変更未届け 役員変更の未届け等
警告	車両停止処分に至らない違反に出されます 再違反の場合は車両停止処分になる場合があります	点呼の一部記録なし 乗務等の記録違反（5件以下） 運転者台帳保存義務違反等
車両停止 処分	車検証とナンバープレートを一定期間没収されます （トレーラー等はけん引+被けん引で1台換算）	点検整備違反 整備管理者の研修受講義務違反 運行管理者の研修受講義務違反等
事業停止	事業停止は文字通り、その営業所は一定期間運送事業を行うことができなくなります	整備管理者選任なし 運行管理者選任なし 名義貸し。 累積違反点数（※2）や車両停止処分（日車数）等
許可取消	事業の許可取消です	特定の違反例はないが、累積違反点数等で処分

（※1）違反例はごく一部を掲載しています、詳細は「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」をご覧ください。

（※2）累積違反点数とは行政処分は停止や取消処分と別に、処分日車数10日車までごとに1点の違反点数が付きます。これは3年間累積（Gマーク取得など2年となる場合あり）され、累積違反点数により事業停止や許可取消処分になります。

### ③車両停止処分

違反行為によって、車両停止処分の重さが決まっています。車両停止処分量を基準日車といい、初違反や再違反（累積違反点数が消えない3年以内に再度違反した場合）でも基準日車が変わってきます。

（例）初違反、車両台数5台の営業所の場合で整備管理者の研修受講義務違反（10日車）と運行管理者受講義務違反（10日車）で処分を受けた場合

保有車両数5台であれば2台×10日車。違反点数は2点の処分となります。

## ④事業停止処分

悪質な法令違反や累積違反点数により事業停止処分されます。

悪質な法令違反については、[本誌P9](#)に記載のとおりです。

(※1) 累積違反点数による事業停止処分（福岡運輸支局管轄内の場合）

処分を行う場合	処分対象	日車数に応じた事業停止日数				
		175日車 以下	180日車 ～ 265日車	270日車 ～ 355日車	360日車 ～ 495日車	500日車 以上
福岡運輸支局管内での違反点数の累計が30点以下の事業者で、違反営業所に270日車以上の処分日数になった場合	違反営業所			3日	7日	14日
福岡運輸支局管内での違反点数の累計が31点以上で、違反営業所に180日車以上の処分日車数になった場合	違反営業所	3日	7日	14日		
福岡運輸支局管内での違反点数の累計が51点以上になった場合	福岡運輸支局管内にあるすべての営業所	3日				

## ⑥許可の取消処分

許可の取消処分は次のいずれかに該当する場合には行われます。

①行政処分を過去2年間に3回受けていた場合。

- ・累積点数が30点以下・・・270日車以上の処分を受けた場合
- ・累積点数が31点以上・・・180日車以上の処分を受けた場合
- ・累積点数が51点以上となった場合

②一つの管轄区域での累積点数が81点以上になった場合。

③行政処分の命令に従わない場合。

④行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令をうけた場合

その他にもあります。

## ⑥行政処分を受けたらどうなるのか

行政処分を受けると、改善報告を提出する必要があり、車両停止や営業所の事業停止命令を受け、事業ができない状況になります。また、荷主にも多大な迷惑をかけてしまう場合もあります。

運行管理者が違反をした場合や、容認した場合には運行管理者の資格者証返納という処分もあります。

行政処分中は認可、増車等を行えませんが、処分後最低3か月間は事業の拡大は行えません（増車や車庫の増設、営業所新設等）

1つの処分では数日の車両停止処分だけで済む場合もありますが、累積すると多大な損害となることを踏まえ、コンプライアンス確保に努めて下さい。

大幅に内容を簡略しております。行政処分の日車数等の詳細については国土交通省のHPに掲載されておりますのでご覧下さい。また、行政処分内容は変更等されますので、最新情報等は運輸局やトラック協会のHPに掲載されますので、その都度ご確認下さい。

(国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html>)

(九州運輸局HP <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/jigyousya/hody.htm>)

(全日本トラック協会HP [http://www.jta.or.jp/sub\\_index/anzen.html](http://www.jta.or.jp/sub_index/anzen.html))

# 1 福岡県最低賃金のお知らせ

令和元年10月1日から  
1時間841円に改定されます。

【問合せ先】 福岡労働局労働基準部監督課賃金室(092-411-4578)  
またはお近くの労働基準監督署

## 2 最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援事業 ＜「業務改善助成金」のご案内＞

～最低賃金改定前に早めの申請を～

企業の生産性向上に資する設備・器具の導入、経営コンサルティングの実施などの業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を30円以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成します。

事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者の数	助成上限額	助成対象事業場
30円以上	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び、事業場規模30人以下の事業場
	4～6人	70万円	
	7人以上	100万円	

【相談窓口】・最低賃金・賃金引上げのための業務改善に関するご相談  
福岡県働き方改革推進支援センター(0800-888-1699)  
・支援事業に関するご相談(申請先)  
福岡労働局雇用環境・均等部企画課(092-411-4717)

## 3 キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

・すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

・支給額は以下のとおりです 〈 〉は生産性の向上が認められる場合の額、( )内は大企業の額

- ① すべての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合  
対象労働者数が 1人～ 3人:95,000円(12万円)(71,250円(90,000円))  
4人～ 6人:19万円(24万円)(14万2,500円(18万円))  
7人～ 10人:28万5,000円(36万円)(19万円(24万円))  
11人～100人:1人当たり28,500円(36,000円)(19,000円(24,000円))
- ② 一部の有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合  
対象労働者数が 1人～ 3人:47,500円(60,000円)(33,250円(42,000円))  
4人～ 6人:95,000円(12万円)(71,250円(90,000円))  
7人～ 10人:14万2,500円(18万円)(95,000円(12万円))  
11人～100人:1人当たり14,250円(18,000円)(9,500円(12,000円))

※中小企業において3%以上増額改定した場合に助成額を加算

※上記において、職務評価を実施し、その結果を踏まえて賃金規定等を増額改定した場合に助成額を加算

【問合せ先】 福岡労働局 福岡助成金センター(092-411-4701)



(公社)福岡県トラック協会 総務課 行  
(FAX:092-472-6439)

**会員様限定**

# 令和元年度(公社)福岡県トラック協会トラック帳票類注文表

1. 注文日(FAX送信日) 年 月 日

2. 注文商品(ご注文の商品の注文部数欄に必要部数をご記入下さい。) **令和元年10月1日受注分より下表の価格に変更となります。**

令和元年10月1日現在

商品名	コード	価格	注文部数	商品名	コード	価格	注文部数
乗務記録表【旧乗務員手帳】☆	1	83		運転者台帳☆	20	12	
日常点検表(毎日)☆	2	188		点呼記録簿(12名)【B様式】☆	13	387	
点検整備記録簿(2枚複写3年用)B5☆	4	209		点呼記録簿(25名)【B様式】☆	14	829	
＃(2枚複写3年用)A4☆	78	314		点呼記録簿(12名)【A様式】☆ (乗務途中点呼付)※長距離用	87	387	
運転日報(箱ト簡)☆	5	126		点呼記録簿(25名)【A様式】☆ (乗務途中点呼付)※長距離用	88	829	
＃(基本)	6	188		作業指圖書	35	157	
＃(応用)	7	314		ゼロ旗(大) 90cm×70cm	38	880	
運輸日報☆	8	314		安全旗(大) 90cm×70cm	40	880	
運行管理者選任届☆ 【提出部数2部(事業所別含む)】	9	1枚 52		＃(小)	41	104	
整備管理者選任届☆ 【提出部数2部(事業所別含む)】	10	1枚 52		運送約款(一般)揭示用A2☆ (平成31年4月1日改正版)	48	110	
事業報告書【旧営業報告書】(一般)	15	94		運行指示書(2枚複写30組)	54	503	
＃(利用運送のみ)	12	330					

商品の価格は消費税10%込みであり、令和元年10月1日現在のものです。価格・様式の内容は予告なく変更する場合がありますのでご了承下さい。

※ ☆がついている商品は、千早分室でも取り扱っております。なお、千早分室では、店舗販売のみ行っております。

※ 以下の様式は、当協会ホームページ【<https://www.hearty.or.jp/>】より、無料でダウンロードできます。

- 運行管理者選任届 ○整備管理者選任届 ○事業実績報告書(一般・利用) ○事業報告書(一般・利用)
- 事故報告書 ○運行管理規程 ○整備管理規程 ○運転者台帳

### 3.申込者(全項目もれなくご記入下さい。)

会社名			担当者氏名(フリガナ)	
所在地	物品送付先	〒	-	
	請求書送付先	〒	-	
TEL			FAX	

4. 注文方法 送料はお客様負担となります。発送は宅配便または郵送で対応いたしております。

午後3時以降のご注文は、翌日発送となる場合がございます。

また、土・日・祝日のご注文は、当協会次営業日の発送となりますので、ご了承下さい。

5. 支払方法 お支払いは銀行振込(振込先等は請求書に記載)または、現金書留でお願いいたします。

また、振込手数料は差し引かずにお支払いいただきますようお願いいたします。

なお、金額が1,000円未満の場合は切手による支払いでも受け付けております。

お問い合わせ先：(公社)福岡県トラック協会 総務課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8
	TEL 092(451)7841 FAX 092(472)6439
(公社)福岡県トラック協会 千早分室	〒813-0044 福岡市東区千早3-9-23
	TEL 092(671)0338



走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



シートベルトをして、絶対にやむを得ないエコドライブを。

三菱ふそうトラック・バス株式会社  
www.mitsubishi-fuso.com

**三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう** 福岡市東区箱崎ふ頭 5-4-17 TEL:092-641-6166

人と、社会と、その先へ。



**HINO PROFIA**      **HINO RANGER**      **HINO DUTRO**

 **九州日野自動車株式会社** 〒812-8583 福岡市東区箱崎ふ頭2-2-26  
TEL:092-641-1173 FAX:092-651-6616 <http://www.kyusyu-hino.co.jp>

運行管理者国家試験対策テキスト  
【貨物自動車運送事業編】  
令和2年3月版  
**過去の問題の解説と  
実践模擬問題**  
定価(本体2,400円+税)

令和元年版(7月刊行)  
**自動車六法**  
定価(本体5,500円+税)

(株)輸送文研社 <柏林書房>  
TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295

 10月9日は  
**「トラックの日」**

**公益社団法人 福岡県トラック協会**  
TEL(092)451-7878(代表)  
FAX(092)472-6439・(092)451-7964  
ホームページ <https://www.heartly.or.jp/>

総務局・総務部 総務課:092-451-7841	福岡県道正化事業実施機関 (輸送相談窓口) 092-451-7846
総務局・経理部 経理課:092-451-7844	千早分室 092-671-0338 (FAX:092-672-4778)
事業局・業務部 業務一課・二課: 092-451-7845	



**UD TRUCKS**

**QUON**

**人を想い、先を駆ける。**

人々の暮らしが豊かに支えられているように、物産もまた人々の力に支えられています。UDトラックスは2005年の創立以来、常にお客様のニーズを掲げ、ロジスティクス業界に向けて時代の先を走り続けてきました。進化した電子制御オートマチックトランスミッション「ESDT-9i(エスエフナイン・シックス)」をはじめ、先進の安全・ブレーキシステムなど、他車にはない技術をもとに、より安全・安心な走行を実現し、お客様の業務効率を向上させます。人を思い、先を駆けるQUONと、一歩先を日進するUDトラックスに、どうぞご期待ください。

UDトラックス各社ホームページ [udtruck.co.jp](http://udtruck.co.jp) で、最新のQUONの全てを知ることができます。

Being the Best Mile



**ISUZU**

**走ろう、いっしょに。**

☆☆☆☆  
★「5ツ星トラック」

**GIGA**

**いすゞ自動車九州株式会社** 〒812-0055 福岡県福岡市東区東城1-10-85  
Tel:092-641-7711 Fax:092-641-7744

トラックの発展に貢献することから、イノベーションのリーダーとして、ISUZUは常に最先端の技術を開発し、お客様の業務効率を向上させます。人を思い、先を駆けるQUONと、一歩先を日進するUDトラックスに、どうぞご期待ください。



トラックは生活と経済のライフライン。

10月9日はトラックの日です。  
福岡県トラック協会  
<http://www.hearty.or.jp>

**STOP!! 飲酒運転**  
飲酒運転は命を奪います。絶対にやめましょう。